

(特約条項)

第22条 下記特約条項のとおりとする。

特約条項

乙は、本物件の売買契約につき、下記事項を確認・承諾の上、購入するものとし、本契約締結後、下記事項について、甲に対し、異議申し立て、その他費用負担、契約の解除、損害賠償等の法的請求を一切行わないものとする。

(確認事項)

- ・本物件は、令和3年に行われた旧新発田南高校豊浦分校体育館解体工事の際、基礎杭全96本のうち39本が、座屈により完全には引き抜くことができず、残置されていること。
- ・本物件は周知の埋蔵文化財包蔵地(志村屋敷館跡遺跡、鎌倉・室町時代)の範囲に該当し、工事着手の60日前までに文化財保護法に基づく届け出が必要であること。また、事業内容によっては試掘・確認調査を要し、更に本発掘調査を要する可能性があること。
- ・本物件には下水道事業受益者負担金が発生しており、所有権移転後は乙に支払い義務が生じること(第4負担区 豊浦地区 620円/m<sup>2</sup>、支払い期間は、所有権移転(売買代金の完納)時点における納期未到来分から令和9年度第4期分まで)。
- ・本物件の周辺環境、近隣関係及び本物件に係る法令に基づく制限は引渡し後に変化する場合があること。
- ・本物件の土壌汚染の状況については、調査は行っておらず、土壌汚染の有無については不明であること。万一、引渡し後に土壌汚染が判明した場合、その除却等の対策費用は乙が負担すること。
- ・本物件の地中埋設物については、その調査を行っておらず、地中埋設物の有無については不明であること。万一、引渡し後に地中埋設物の存在が判明した場合、その除却等の対策費用は乙が負担すること。
- ・本物件の地盤の状況については調査を行っておらず、地盤改良工事の必要の有無については不明であること。万一、引渡し後に地盤改良工事が必要となった場合、乙の費用負担で行い、建物を建築すること。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売出人(甲) 新発田市中央町3丁目3番3号

新発田市

新発田市長

二階堂 馨

買受人(乙)